

令和5年5月30日(火)



滋賀県スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金 説明会



しがCO₂
ネットゼロ
ムーブメント

滋賀県総合企画部
CO₂ ネットゼロ推進課



公益財団法人
淡海環境保全財団
(滋賀県地球温暖化防止活動推進センター)

本説明会でお示した内容について、事業開始までに一部変更となる可能性があります。 1

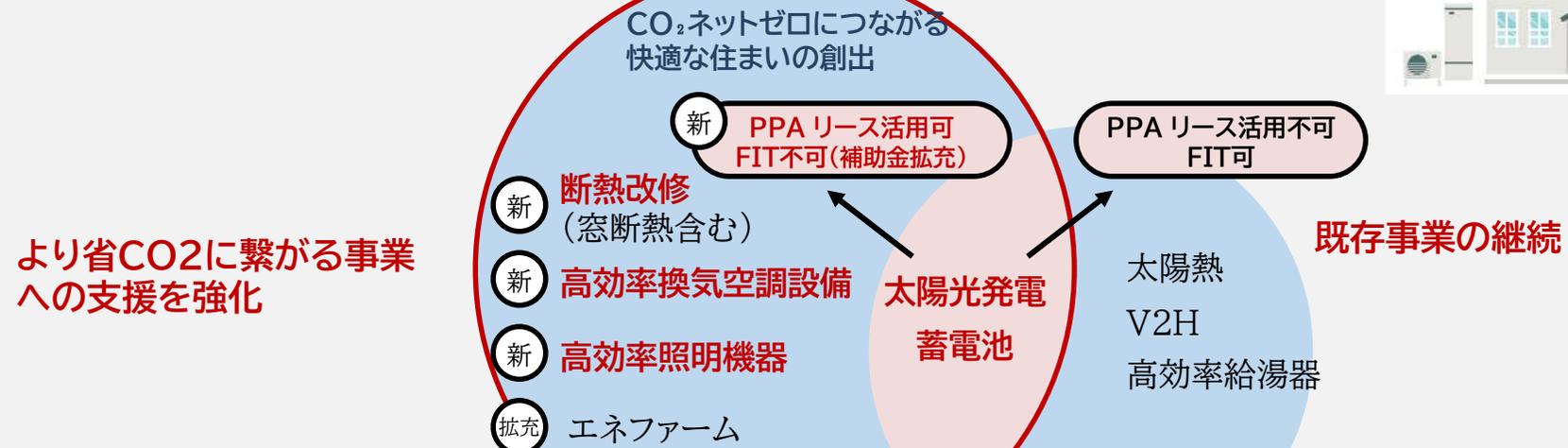
家庭の省エネ化・再エネ導入を支援



太陽光発電導入方法の多様化に対応
断熱・省エネ性能の向上

快適なライフスタイルの実現
家庭部門におけるスマート化の促進

◆スマート・ライフスタイル普及促進事業



| 重点対策加速化事業 | 補助対象設備 | 補助単価(千円) | |
|-----------|-----------|----------|------|
| | | 補助率 | 上限額 |
| | 太陽光発電システム | 定額 | 300 |
| 高効率給湯器 | エネファーム | 1/2 | 300 |
| | エネファーム以外 | 1/2 | 100 |
| | 蓄電池 | 1/3 | 300 |
| | 断熱改修 | 1/3 | 1200 |
| | 高効率空調機器 | 1/2 | 50 |
| | 高効率換気設備 | 1/2 | 50 |
| | 高効率照明機器 | 1/2 | 10 |

| 基本対策推進事業 | 補助対象設備 | 補助単価(千円) |
|----------|----------------------|----------|
| | | 定額 |
| | 太陽光発電システム | 40 |
| 高効率給湯器 | エネファーム | 60 |
| | エネファーム以外 | 20 |
| | 太陽熱利用システム | 20 |
| | 蓄電池 | 50 |
| | V2H(Vehicle to Home) | 40 |
| | 窓断熱設備 | 20 |



- ・個人用既存住宅において、対象設備を設置する事業が対象。
※「既存住宅」は、対象設備を設置する建物(個人用住宅)の建設工事期間と、対象設備の設置工事期間が重なっていないもの
 - ・補助の対象は、対象設備の設置・導入に要した経費(消費税および地方消費税は除く。)とする。
 - ・エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
 - ・各種法令等に遵守した設備であること。
 - ・整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。
- また、中古設備は、原則、交付対外とする。
- ・対象設備設置の施工者が滋賀県内事業者(滋賀県内に本店又は事務所機能を有する支店等がある事業者)であること。



A. 重点対策加速化事業

既存の補助事業を拡充し、より断熱・省エネ性能が高い設備に対し、より大きな支援を行う。

太陽光発電システム、高効率給湯器(エネファーム、その他給湯器)、家庭用蓄電池、断熱改修、高効率空調設備、高機能換気設備、高効率照明機器

※本補助事業は環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用します。

B. 基本対策推進事業

過年度から実施してきた「スマート・エコハウス普及促進事業補助金」を、基本的対策として継続して支援する。

太陽光発電システム、高効率給湯器(エネファーム、その他給湯器)、太陽熱利用システム、家庭用蓄電池、V2H、窓断熱設備

※本補助事業は滋賀県の一般財源を活用します。

重点対策加速化事業



| 設備名 | 主な設備要件 | 主な補助要件 | 補助率 | 補助金額 (上限額) |
|------------------|---|---|--|---------------|
| 住宅用太陽光発電システム | 固定価格買取制度(FIT)およびFIP制度の事業計画認定を受けないものであり、当該設備容量が2kW以上、10kW未満(増設の場合においては、増設分が2kW以上、既設分との合計が10kW未満)のシステムであること。 | | 7万円/kW(補助対象経費) | 30万円 |
| 高効率給湯器(エネファーム) | 従来の給湯機器等に対して30%以上省CO2効果が得られるものであり、一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)が登録した機器であること。 | | 補助対象経費の1/2以内 | 30万円 |
| 高効率給湯器(エネファーム以外) | 電気ヒートポンプ給湯器(エコキュート等) | 従来の給湯機器等に対して30%以上省CO2効果が得られるものであり、年間給湯保温効率または年間給湯効率が2.7以上であること。(JIS規格)または、年間給湯効率が3.1以上であること。(JRA規格) | 補助対象経費の1/2以内 | 10万円 |
| | 潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ) | 従来の給湯機器等に対して30%以上省CO2効果が得られるものであり、給湯部熱効率が90%以上であること。 | | |
| | 潜熱回収型石油給湯器(エコフィール) | 従来の給湯機器等に対して30%以上省CO2効果が得られるものであり、連続給湯効率が90%以上であること。 | | |
| | ハイブリッド給湯器 | 従来の給湯機器等に対して30%以上省CO2効果が得られるものであり、電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器を併用するシステムで、ガス機器の給湯部熱効率が90%以上であること。 | | |
| 家庭用蓄電池 | 太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できるものであり、停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 | 本事業で導入する「住宅用太陽光発電システム」の付帯設備であること | ・設備価格(円/kWh)の1/3以内 ・上限15.5万円/kWh(工事費込み・税抜き)×1/3以内 | 30万円 |
| 断熱設備(壁・窓等断熱改修) | 環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業)」、改修する居室等と部位については、同事業のエネルギー計算結果早見表を参考とし、居間又は主たる居室(就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等)を中心に改修、導入する断熱材及び窓・ガラスは、原則、改修する居室等の外皮部分(外気に接する部分)全てに設置・施工すること。 | 専用住宅であること(店舗、事務所等との併用は不可) | 補助対象経費の1/3以内 | 120万円※ |
| 高効率空調設備(エアコン等) | 従来の空調機器等に対して30%以上省CO2効果が得られるもの。 | | 補助対象経費の1/2以内 | 5万円 |
| 高機能換気設備 | 平時に活用するものであり、以下の要件を全て満たすこと。 ・全熱交換器(JIS B 8628に規定されるもの)であること ・必要換気量(一人当たり毎時30㎡以上※)を確保すること ・熱交換率40%以上(JIS B 8639で規定)であること | 本事業で「住宅用太陽光発電システム」、「高効率給湯器」、「断熱設備(壁・窓等断熱改修改修)」いずれかとあわせて行うこと。 | 補助対象経費の1/2以内 | 5万円 |
| 高効率照明機器(LED照明) | 調光制御機能(※1)を有するLEDに限る ※1照明制御機能を有するLEDをいい、以下のいずれかの機能を有するLEDのこと ・スケジュール制御 ・明るさセンサによる一定照度制御 ・在/不在調光制御 | | 補助対象経費の1/2以内 | 1万円 |

※戸建住宅1戸あたり:上限120万円、集合住宅1戸ごと:上限15万円(このうち、玄関ドアは、戸建住宅1戸あたり:上限5万円、集合住宅1戸ごとに:上限5万円)

基本対策推進事業



| 設備名 | 設備要件 | 補助要件 | 補助金額 (定額) |
|--|--|--|---|
| 住宅用太陽光発電システム | 固定価格買取制度(FIT)の事業計画認定を受けたものであり、当該認定容量が2kW以上、10kW未満(増設の場合においては、増設分が2kW以上、既設分との合計が10kW未満)のシステムであること。 | 太陽光発電の設置と併せて、2万円以上のHEMSを購入する場合または他の対象設備を設置する場合に補助対象とする。 | 4万円 |
| 高効率給湯器(エネファーム) | 一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)が登録した機器であること。 | | 6万円 |
| 高効率給湯器(エネファーム以外) | 電気ヒートポンプ給湯器(エコキュート等) | 年間給湯保温効率または年間給湯効率が2.7以上であること。(JIS規格) または、年間給湯効率が3.1以上であること。(JRA規格) 給湯部熱効率が90%以上であること。 連続給湯効率が90%以上であること。 電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器を併用するシステムで、ガス機器の給湯部熱効率が90%以上であること。 | 以下のいずれかの場合に補助対象とする。 ・太陽光発電と併せて設置する。 ・既設の太陽光発電を備えている。 ・停電の際、単独で設備の機能を利用できる。 ※太陽光発電はいずれも、停電時でも当該設備に給電を継続できるものであること。 |
| | 潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ) | | |
| | 潜熱回収型石油給湯器(エコフィール) | | |
| | ハイブリッド給湯器 | | |
| 太陽熱利用システム | JIS規格に準拠しているものまたは一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)に認定された機器であること。 | | 2万円 |
| 家庭用蓄電池 | 太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できるもの。 JIS規格または一般社団法人電池工業会規格に準じているもの。 蓄電容量(複数台の場合はその合計)が1kWh以上かつ定格出力が500W以上であるもの。 | 以下のいずれかの場合に補助対象とする。 ・太陽光発電と併せて設置する。 ・既設の太陽光発電を備えている。 | 5万円 |
| V2H(ヴィークル・トゥ・ホーム) | 太陽光発電システムと常時接続し、電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて、住宅の電力として使用するために必要な機能を有するものであること。 | | 4万円 |
| 窓断熱設備 | 窓断熱設備設置の際の工法はガラス交換、内窓設置、外窓交換のいずれかとする。 設備を設置する開口部の総面積が8㎡以上かつ、施工後の開口部熱貫流率が3.49W/㎡K以下となること。内窓設置の場合は、原則、建具やガラス等の仕様は問わない。それ以外の工法の場合は、設置する設備が省エネ建材等級ラベル★★★の製品であることを基本とし、当該ラベルがない製品を設置する場合は、原則、別紙判断基準によるものとする。 | | 2万円 |
| 【上記以外の要件等】 | | | |
| (1) HEMSは、エネルギーの使用状況(電力使用量)の「見える化」ができること。また、一つ以上の機器に対して、省エネに資する自動制御機能(省エネモードを含む)を有していること。 | | | |
| (2) 対象設備、HEMSはいずれも未使用であること。 | | | |
| (3) 対象設備の設置の施工者が滋賀県内事業者(滋賀県内に本店または事務所機能を有する支店等がある事業者)であること、および、HEMSの購入店が滋賀県内販売店であるものに限定。 | | | |
| (4) 同一の対象設備からの更新は補助対象外とする。また、高効率給湯器(エネファームおよびガスエンジン給湯器(エコウィル)含む)から高効率給湯器(エネファーム以外)への更新は補助対象外とする。 | | | |

(A)重点対策加速化事業と(B)基本対策推進事業の要件等の主な相違点



住宅用太陽光発電システム

| | 主な相違点 | 補助率 | 補助金額 (上限額) |
|--------------|--|--------|---------------|
| A. 重点対策加速化事業 | <ul style="list-style-type: none">○FIT又はFIP制度の認定を取得できない。○PPA、リース契約の利用が可能。なお、自己託送を行わず、需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の30%以上とすること。 | 7万円/kW | 30万円 |
| B. 基本対策推進事業 | <ul style="list-style-type: none">○FITの認定を取得すること。○設置と併せて、2万円以上のHEMSを購入するもしくは他の対象設備を設置すること。○PPA、リース契約の利用は不可 | 定額 | 4万円 |

(A)重点対策加速化事業と(B)基本対策推進事業の要件等の主な相違点



高効率給湯器(エネファーム)

| | 主な相違点 | 補助率 | 補助金額 (上限額) |
|--------------|---|-----|---------------|
| A. 重点対策加速化事業 | ○従来の給湯機器等に対して30%以上の省CO2効果が得られるもの。 | 1/2 | 30万円 |
| B. 基本対策推進事業 | ○省CO2効果による制限はない。(ただし、対象となる事業は表. 交換する場合の高効率給湯器の補助対象範囲を確認すること。) ○以下のいずれかの場合に補助対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電と併せて設置する。 ・既設の太陽光発電を備えている。 ・停電の際、単独で設備の機能を利用できる。 ※太陽光発電はいずれも、停電時でも当該設備に給電を継続できるものであること。 | 定額 | 6万円 |

(A)重点対策加速化事業と(B)基本対策推進事業の要件等の主な相違点



高効率給湯器(エネファーム以外)

| | 主な相違点 | 補助率 | 補助金額 (上限額) |
|--------------|---|-----|---------------|
| A. 重点対策加速化事業 | ○従来の給湯機器等に対して30%以上の省CO2効果が得られるもの。 | 1/2 | 10万円 |
| B. 基本対策推進事業 | ○省CO2効果による制限はない。(ただし、対象となる事業は表. 交換する場合の高効率給湯器の補助対象範囲を確認すること。) ○以下のいずれかの場合に補助対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電と併せて設置する。 ・既設の太陽光発電を備えている。 ・停電の際、単独で設備の機能を利用できる。 ※太陽光発電はいずれも、停電時でも当該設備に給電を継続できるものであること。 | 定額 | 2万円 |



表. 交換する場合の高効率給湯器の補助対象範囲

| 交換前の給湯器 | | 設置予定の対象設備 | 補助対象 |
|---------|---|---|------------|
| 高効率給湯器 | エネファーム | エネファーム エコキュート等 エコジョーズ エコフィール ハイブリッド給湯器(エコワン等) | × |
| | エコキュート等 エコジョーズ エコフィール ハイブリッド給湯器(エコワン等) ガスエンジン給湯器(エコウィル) | エネファーム エコキュート等 エコジョーズ エコフィール ハイブリッド給湯器(エコワン等) | ○ × |
| 従来型 | 電気温水器 都市ガス給湯器 LPガス給湯器 石油給湯器 | 高効率給湯器 (エネファーム、エコキュート等、 エコジョーズ、エコフィール、 ハイブリッド給湯器) | ○ |

(A)重点対策加速化事業と(B)基本対策推進事業の要件等の主な相違点



断熱設備

| | 主な相違点 | 補助率 | 補助金額 (上限額) |
|--------------|--|-----|---|
| A. 重点対策加速化事業 | <p>○店舗、事務所等との兼用はできません。</p> <p>○居間又は主たる居室(就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等)を中心に改修して下さい。居間又は主たる居室を含まない改修を行う場合は、改修率要件を満たしていても補助対象となりません。</p> <p>○導入する断熱材・窓及びガラスは、原則、改修する居室等の外皮部分(住宅の外気に接する部分)全てに設置・施工して下さい。</p> <p>○導入する製品については環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業)」、改修する居室等と部位については、同事業のエネルギー計算結果早見表を参考とすること。</p> | 1/3 | 戸建住宅1戸あたり: 120万円、集合住宅1戸ごと: 15万円(このうち、玄関ドアは、戸建住宅1戸当たり:5万円、集合住宅1戸ごとに:5万円) |
| B. 基本対策推進事業 | <p>○住居を店舗、事務所等と兼用で利用している場合も対象です。</p> <p>○窓の改修のみが対象です。設備を設置する開口部の総面積が8㎡以上かつ、施工後の開口部熱貫流率が3.49W/㎡K以下であることが要件です。</p> | 定額 | 2万円 |

(A)重点対策加速化事業と(B)基本対策推進事業の要件等の主な相違点



断熱設備

環境省による事業 | 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
既存住宅における断熱リフォーム支援事業

【令和5年3月公募】

公募要領

(トータル断熱)

< 公募期間 >
令和5年3月20日(月)～令和5年6月16日(金)

< 完了報告期限 >
令和5年12月15日(金)必着

 公益財団法人 北海道環境財団
HOKKAIDO ENVIRONMENT FOUNDATION

(A)重点対策加速化事業と(B)基本対策推進事業の要件等の主な相違点



蓄電池

| | 主な相違点 | 補助率 | 補助金額 (上限額) |
|------------------|---|---|---------------|
| A. 重点対策 加速化事業 | <p>○太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できるものであり、停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>○本事業で導入する「住宅用太陽光発電システム」の付帯設備であること</p> | <p>・設備価格(円/kWh)の1/3以内</p> <p>・上限15.5万円/kWh(工事費込み・税抜き)×1/3以内</p> | 30万円 |
| B. 基本対策 推進事業 | <p>○太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できるもの。JIS規格または一般社団法人電池工業会規格に準じているもの。</p> <p>蓄電容量(複数台の場合はその合計)が1kWh以上かつ定格出力が500W以上であるもの。</p> <p>○以下のいずれかの場合に補助対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電と併せて設置する。 ・既設の太陽光発電を備えている。 | 定額 | 5万円 |

(A)重点対策加速化事業と(B)基本対策推進事業の要件等の主な相違点



その他

| | | 主な要件 | 補助率 | 補助金額 (上限額) |
|--------------|---------|--|-----|---------------|
| A. 重点対策加速化事業 | 高効率空調設備 | ○従来の空調機器等に対して 30%以上省CO2 効果が得られるもの。 | 1/2 | 5万円 |
| | 高機能換気設備 | ○平時に活用するものであり、次の(a)～(c) の要件を全て満たすこと。 (a) 全熱交換器(JIS B 8628 に規定されるもの)であること (b) 必要換気量(1人当たり毎時 30 m ³ 以上※)を確保すること (c) 熱交換率 40%以上(JIS B 8639 で規定)であること ○同一の対象設備からの更新は補助対象外とする。 | 1/2 | 5万円 |
| | 高効率照明機器 | ○ 調光制御機能を有する LED に限る。 ○ 屋内に設置して使用するものであること。 ○ 同一の対象設備からの更新は補助対象外とする。 | 1/2 | 1万円 |
| B. 基本対策推進事業 | なし | | | |

○本事業で「住宅用太陽光発電システム」、「高効率給湯器」、「断熱設備(壁・窓等断熱改修改修)」いずれかとあわせて行うこと。



A. 重点対策加速化事業

※国や県内市町等の補助金において国庫を財源とするものとの併用はできない。

※基本対策推進事業との併用はできない。



各事業の詳細はそれぞれのページで確認できます。





B. 基本対策推進事業

- ※国や県内市町等の補助金との併用は可能です。
- ※重点対策加速化事業との併用はできない。

工事日および購入日



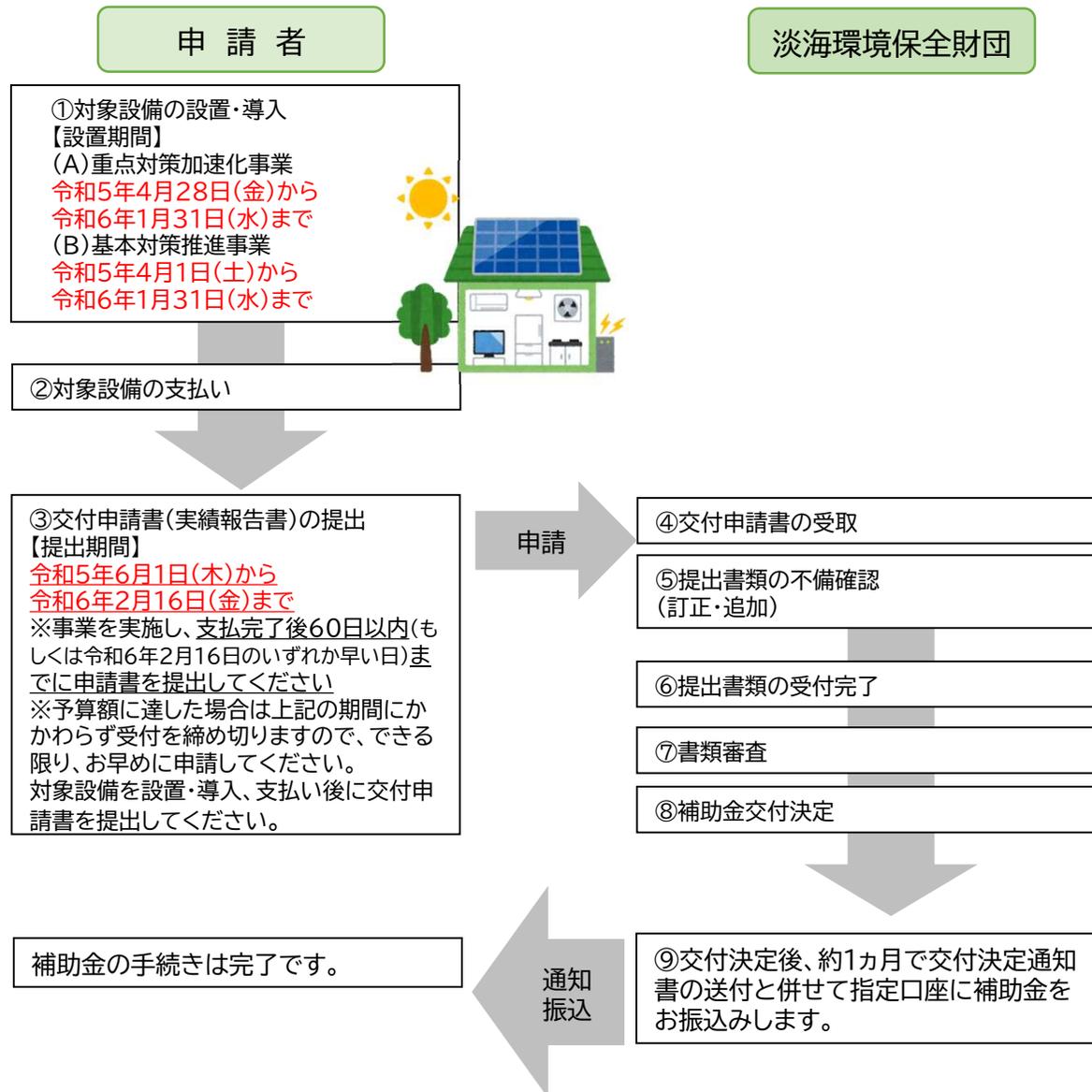
| | | |
|---------------------|-----------|--|
| 対象設備の 設置工事完 了 | 重点対策加速化事業 | 令和5年4月28日(金)～令和6年1月31日(水)まで |
| | 基本対策推進事業 | 令和5年4月1日(土)～令和6年1月31日(水)まで ※太陽光発電システムを設置し電力会社と太陽光発電システムの電力受給を行う場合は、電力受給を開始した日を工事完了日とします。 |
| | 共通 | ※上記記載の太陽光発電システム以外の対象製品の設置完了日は、工事完了証明書(様式第5号)の日付とします。また工事を伴わない製品の購入に関しては、領収書の発行日の日付とします。 |
| HEMS の購入日 | 基本対策推進事業 | 令和5年4月1日(金)～令和6年1月31日(水)まで ※購入日は、領収書の発行日となります。 |

交付申請書の受付期間

令和5年6月1日(木)～令和6年2月16日(金)17:15(財団終業時間)必着

※事業を実施し、支払完了後60日以内(もしくは令和6年2月16日のいずれか早い日)までに申請書を提出してください

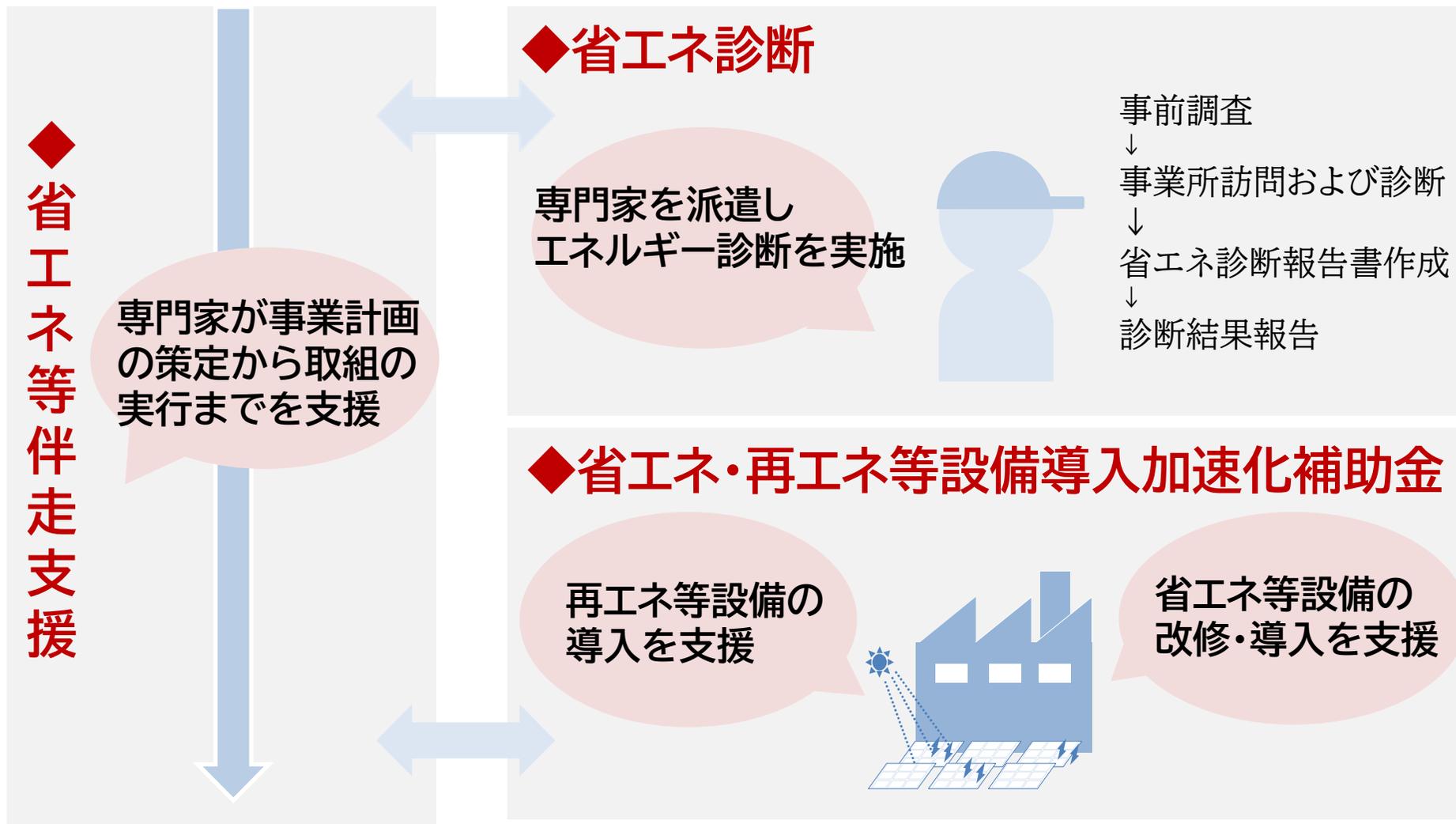
手続きの流れ



(参考)事業所の省エネ化・再エネ導入を支援



事業所における計画的な省エネルギー化・再生可能エネルギー導入を促進
温室効果ガスの排出抑制に寄与するとともに、企業価値の向上に期待



(参考)次世代自動車の普及促進



- ・ 運輸部門等におけるCO₂ネットゼロの取組を促進するため、次世代自動車(EV、PHV、FCV)および充電設備の購入を支援

電気自動車等の導入を支援

補助金額: 10万円 or 20万円



充電設備の導入を支援

補助率: 1/2以内

上限額: 10万円 or 30万円

| 対象設備 | | 事業内容 | 補助率 | 補助限度額 |
|--------|---------------------|--|---|-------|
| 次世代自動車 | 電気自動車(EV) | 次世代自動車を導入する事業 | 定額 <要件> 家庭:太陽光発電設備およびV2Hの導入 事業所:滋賀県CO2ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例第44条または同第46条の規定に基づき「自動車管理計画」の策定 | 10万円 |
| | プラグインハイブリッド自動車(PHV) | | | 20万円 |
| | 燃料電池自動車(FCV) | | | 20万円 |
| 充電設備 | 急速充電器 | ア)商業施設、宿泊施設等 イ)事務所・工場等 ウ)マンション等に次世代自動車の充電設備を整備する事業 | 設備の購入費の1/2以内(工事費は除く) | 30万円 |
| | 普通充電器 | | | 10万円 |

※ 国等の補助金との併用も可能。ただし交付を受ける額を差し引いた額を超えての補助は不可。